

1. 事業概要

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

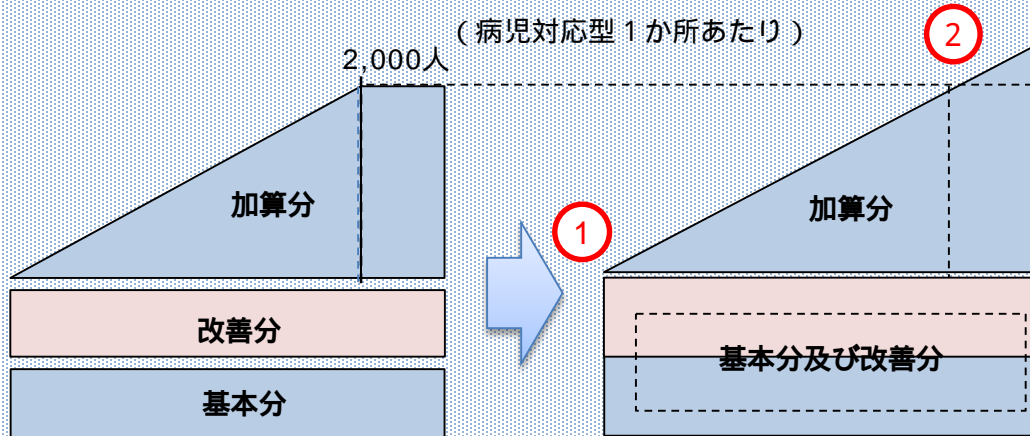
(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

(4) 送迎対応

(1) 及び (2) において、保育所等において保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育することを可能とする。

2. 30年度拡充事項



① 基本分と改善分の基準額の一本化

利用児童が少ない日等において、感染症流行状況等の情報提供や巡回支援を実施する場合に加算される改善分について、基本分と補助単価（基準額）の一本化を図る。

② 加算分補助基準額の上限の見直し

病児対応型及び病後児対応型の加算分補助単価については、現行年間利用児童数2,000人を上限と設定しているが、2,000人を超える場合についても利用児童数に応じた補助単価を設定する。